

市民委員会 資料〔港湾局〕

1 平成26年第3回定例会提出予定議案の説明

議案第104号 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第114号 循環資源貨物用地の取得について

2 所管事務の調査（報告）

「川崎再生フロンティアプラン」第3期実行計画実施結果について
川崎港港湾計画の改訂状況について

議案第104号 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例 の制定について

直接給水に係る一部の船舶給水設備の廃止に伴い、当該船舶給水設備の使用料を廃止するため改正するもの

1 廃止する船舶給水設備及び当該設備に係る使用料

施 設	直接給水に係る船舶給水設備（自動給水器を除く。）
位 置	川崎区東扇島92番地先ほか 合計29箇所
設 置 数	142基
使 用 料	基本額 20立方メートルまで 11,100円 超過額 1立方メートルまでごとに 555円

2 施行期日

公布の日から施行

(参考)

1 船舶給水設備の概要

船舶給水設備は、船舶に対し必要な生活用水を給水するための港湾施設で、直接給水に係る施設（岸壁の給水設備から給水するもの）と運搬給水に係る施設（給水の用に供する船舶から給水するもの）がある。

2 直接給水に係る船舶給水設備（自動給水器を除く。）を廃止する理由

（1）利用実績の減少

海水の淡水化装置が船舶に設置されるようになり、給水を必要とする船舶が減少している。

※ 利用実績

年 度	利用回数 (回)	給水量 (m ³)	使用料 (円)
平成 2 1 年度	2 7	9 5 4	5 6 8, 3 2 0
平成 2 2 年度	1 8	4 1 5	2 5 6, 4 1 0
平成 2 3 年度	1 7	4 3 4	2 6 6, 4 4 0
平成 2 4 年度	8	5 1 6	2 8 9, 1 5 5
平成 2 5 年度	7	1 4 2	9 6, 0 1 5

（2）施設の老朽化

平成 9 年頃から老朽化により漏水が起こり、多くの施設が利用できなくなるとともに、給水管の内部も腐食が進んでおり、生活用水としての水質の確保が困難な状況にある。

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市港湾施設条例 (使用料) 昭和22年11月26日条例第33号	○川崎市港湾施設条例 (使用料) 昭和22年11月26日条例第33号
第13条 特定港湾施設等の利用については、利用者から次により算出して得た額（第6号、第14号、第15号、第21号及び第22号については、当該各号により算出して得た額に100分の108を乗じて得た額）の使用料を徴収する。 (1) ~ (12) 略 (13) 船舶給水設備使用料 ア 基本料金 (ア) 直接給水 自動給水器 1立方メートルにつき 400円 (イ) 運搬給水 基本額 30立方メートルまで 25,560円 超過額 1立方メートルまでごとに 852円 ただし、港則法施行規則（昭和23年運輸省令第29号）別表第1京浜港川崎区第1区以外の区域における給水（市長が定める係船岸壁又は桟橋に係留中の船舶に対する給水を除く。）については、基本額及び超過額の5割を加算する。 イ 割増料金（運搬給水に限る。） 勤務時間外は、基本料金の5割を加算する。 (以下略)	第13条 特定港湾施設等の利用については、利用者から次により算出して得た額（第6号、第14号、第15号、第21号及び第22号については、当該各号により算出して得た額に100分の108を乗じて得た額）の使用料を徴収する。 (1) ~ (12) 略 (13) 船舶給水設備使用料 ア 基本料金 (ア) 直接給水 基本額 20立方メートルまで 11,100円 超過額 1立方メートルまでごとに 555円 ただし、自動給水器については、1立方メートルにつき 400円 (イ) 運搬給水 基本額 30立方メートルまで 25,560円 超過額 1立方メートルまでごとに 852円 ただし、港則法施行規則（昭和23年運輸省令第29号）別表第1京浜港川崎区第1区における給水（市長が定める係船岸壁又は桟橋に係留中の船舶に対する給水を除く。）については、基本額及び超過額の5割を加算する。 イ 割増料金 勤務時間外は、基本料金の5割を加算する。 (以下略)
附 則 この条例は、公布の日から施行する。	

議案第 114 号 循環資源貨物用地の取得について

1. 用地取得の目的

- 平成 22 年度に策定した「川崎港千鳥町再整備計画」の主要な取り組みのひとつとして、岸壁の直背後に立地している倉庫群を内陸側に配置転換し、荷捌地を拡大することにより、港湾荷役の効率性向上を図るものとしている。
- 当該用地は配置転換の対象としており、土地所有者である全国農業協同組合連合会や地元港湾関係者等と検討を進めてきた結果、用地を取得し、循環資源貨物を取扱う荷捌地として整備することとした。

2. これまでの経緯

- 平成 22 年 8 月 「川崎港千鳥町再整備計画」策定
- 平成 26 年 3 月 当該用地を取得し、循環資源貨物を取扱う荷捌地として整備することについて市民委員会に報告
- 平成 26 年 3 月 平成 26 年第 1 回市議会定例会において、当該用地の取得及び荷捌地整備に係る予算成立
- 平成 26 年 7 月 川崎市及び全国農業協同組合連合会との間で土地売買仮契約締結
(取得面積 14,121.08 m²、取得単価 107,500 円／m²)

3. 取得用地の概要

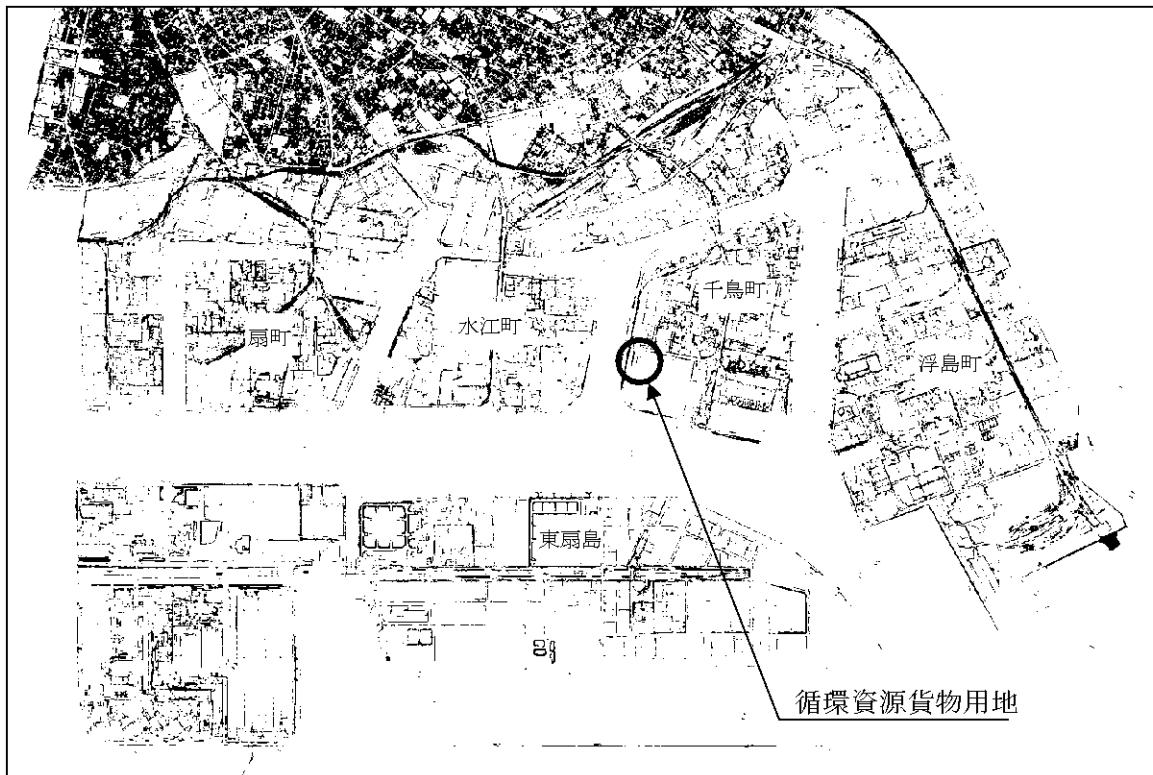
所在 地 川崎区千鳥町 25 番 1
面 積 14,121.08 m²
取得金額 1,518,016,100 円
相 手 方 全国農業協同組合連合会

4. 今後の予定スケジュール

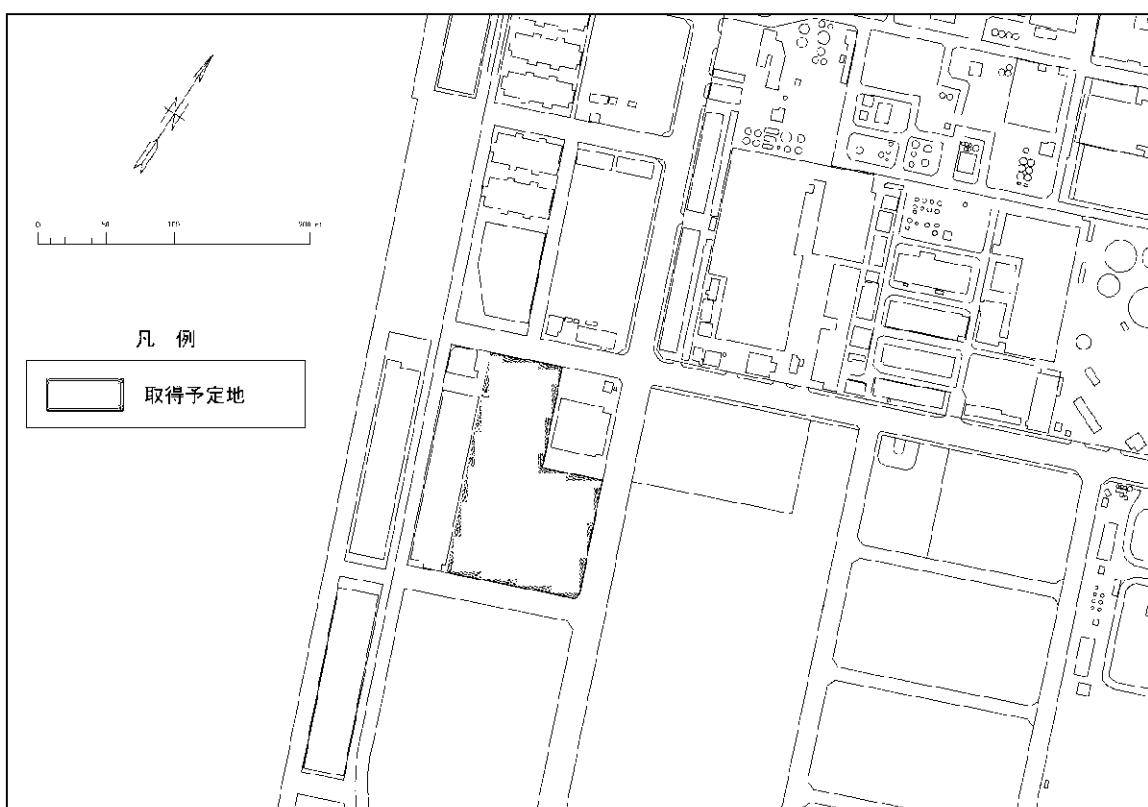
- 平成 26 年 10 月 市議会において採決後、土地売買本契約
- 平成 26 年 10 月 土地引渡し・代金支払い
- 平成 26 年度中 荷捌地等の整備
- 平成 27 年 4 月 荷捌地供用開始

循環資源貨物用地関係図

1 案内図



2 位置図



「川崎再生フロンティアプラン」 第3期実行計画実施結果について（港湾局）

1 趣旨

「川崎再生フロンティアプラン」第3期実行計画実施結果として、港湾局の施策評価結果を取りまとめました。

2 「川崎再生フロンティアプラン」第3期実行計画実施結果（概要）

1 政策体系に位置付けられた施策課題の実施結果

第3期実行計画に位置付けられている242の施策課題（再掲の19課題を除く。）のうち、港湾局が所管する施策課題は8課題あり、それらについて、実行計画期間における施策の推進状況の評価を行った結果、どの施策課題も、「施策の目標」の実現に向け、施策は概ね順調に推進したという評価となりました。

内訳としては、施策が順調に推進したもののが8題、そのうち新たな課題等がないものは2課題、新たな課題等があるが今後も現在の取組の継続等により対応できるものは6課題ありました。

表1 達成状況区分別 施策課題数と構成比（港湾局）

【施策が順調に推進したもの】	I	●「施策の目標」の実現を阻害するような新たな課題や残された課題等ではなく、「施策の目標」に向かって順調に進捗している場合	2	25.0	8 (100%)
【施策が一定程度推進したもの】		●新たな課題や残された課題等があり、「施策の目標」の実現に向けて、計画の見直しや取組の改善が必要な場合	0	—	
		●施策課題の配下の主要な事務事業で、新たな課題等があり目標を下回ることなどにより、課題解決が一定程度に留まり取組の見直しが必要な場合	0	—	
【施策が推進していないもの】		●前提としていた諸条件（法制度等）が大きく変化し、取組内容の抜本的な見直しを行わなければ、「施策の目標」の実現が困難な場合	0	—	
		●施策課題を構成する主要な事務事業が、新たな課題の出現により大幅に遅れ、または、対応困難なものとなるなど目標を大きく下回ることとなり、施策課題の解決に向け停滞している場合	0	—	
			8	100	

2 主な施策の実施結果について

(1) 【港湾物流機能の高度化】……<冊子(2) : (152頁) > 施策評価結果：A II

京浜港広域連携推進事業や千鳥町再整備事業は目標を上回って達成しました。今後は、浮島1期地区土地利用計画策定などの課題への対応を図る必要があります。

(2) 【港湾機能施設の維持・整備】……<冊子(2) : (154頁) > 施策評価結果：A I

港湾における施設の改良・改修・補修事業や海岸保全施設維持整備事業など、港湾機能施設の維持・整備に関する各事業において、それぞれ目標を達成しました。

(3) 【臨港道路の維持・整備】……<冊子(2) : (156頁) > 施策評価結果：A II

各事業とも目標を達成しました。臨港道路東扇島水江町線整備事業については、引き続き、現地着手、早期供用に向けた支援・調整などの課題が残っています。

(4) 【廃棄物埋立護岸の整備】……<冊子(2) : (158頁) > 施策評価結果：A II

浮島埋立事業（2期）において目標を達成しました。船舶による浚渫土砂の受入を円滑に行うための護岸整備などの課題が残っています。

(5) 【港の利用促進】……<冊子(2) : (160頁) > 施策評価結果：A I

コンテナ取扱量が対前年比約30%増加するなど、ポートセールス事業は目標を上回って達成し大きな成果が得られました。他の各事業においても目標を達成しました。

(6) 【港湾機能の効率的な管理・運営】……<冊子(2) : (162頁) > 施策評価結果：A II

各事業とも目標を達成しました。今後は、港湾法の改正に伴い、民間事業者への必要な対応を図る必要があります。

(7) 【魅力ある緑地・親水空間の形成】……<冊子(2) : (164頁) > 施策評価結果：A II

各事業とも目標を達成しました。港湾緑地・公園などの維持管理についての対応が必要となっています。

(8) 【港の保安対策と環境保全】……<冊子(2) : (166頁) > 施策評価結果：A II

川崎港保安対策事業及び川崎港美化推進事業ともに目標を達成しました。今後は、新たな出入管理措置の実施に対する対応や、東扇島内の交通量増加に伴う迷惑駐車や不法投棄などに対する監視強化が必要となります。

川崎港港湾計画の改訂状況について